ANNEX E

Guidelines for the training of inspectors

Elements of a training programme for port State inspectors should include at least the following areas:

1. Ethics;

2. Health, safety and security issues;

3. Applicable national laws and regulations, areas of competence and conservation and management measures of relevant RFMOs, and applicable international law;

4. Collection, evaluation and preservation of evidence;

5. General inspection procedures such as report writing and interview techniques;

6. Analysis of information, such as logbooks, electronic documentation and vessel history (name, ownership and flag State), required for the validation of information given by the master of the vessel;

7. Vessel boarding and inspection, including hold inspections and calculation of vessel hold volumes;

8. Verification and validation of information related to landings, transshipments, processing and fish remaining onboard, including utilizing conversion factors for the various species and products;

9. Identification of fish species, and the measurement of length and other biological parameters;

10. Identification of vessels and gear, and techniques for the inspection and measurement of gear;

11. Equipment and operation of VMS and other electronic tracking systems; and

12. Actions to be taken following an inspection.

告示

○外務省告示第百七十七号

日本国政府は、平成二十二年十月二十九日に名古屋で採択された「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用からも生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」の受諾書を平成二十三年九月二十一日に国際連合事務総長に寄託した。

よつて、同議定書は、その第三十三条2の規定に従い、平成二十九年八月二十日に日本国について効力を生ずる。

なお、同議定書の締約国は、平成二十九年五月十日現在、次のとおりである。

アルバニア共和国、アンゴラ共和国、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン共和国、ベラルーシ共和国、ベルギー王国、ベナン共和国、ブータン王国、ボリビア多民族国、ボツワナ共和国、ブラジル連邦共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、カンボジア王国、カメルーン共和国、カナダ、中華人民共和国、コモロ連合、コンゴ民主共和国、コートジボワール共和国、クロアチア共和国、キューバ共和国、チェコ共和国、デンマーク王国、ジブチ共和国、ドミニカ共和国、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、フィジー共和国、ドイツ連邦共和国、ギニア共和国、ギニアビサウ、ガボン共和国、ガンビア共和国、ホンジュラス共和国、ハンガリー、インド、インドネシア共和国、ヨルダン・ハシミット王国、カザフスタン共和国、ケニア共和国、キルギス共和国、ラオス人民民主共和国、レソト王国、リベリア共和国、ルクセンブルク大公国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、マルタ共和国、マーシャル諸島共和国、モーリタニア・イスラム共和国、メキシコ合衆国、ミクロネシア連邦、モルドバ共和国、モンゴル国、モザンビーク共和国、ナミビア共和国、オランダ王国、ニジェール共和国、ノルウェー王国、パキスタン・イスラム共和国、パナマ共和国、ペルー、フィリピン共和国、ポルトガル共和国、パキスタン共和国、ワンダ共和国、サモア独立国、サントメ・プリンシペ民主共和国、セネガル共和国、セーシェル共和国、トスウジランド王国、スロバキア共和国、南アフリカ共和国、スペイン王国、スリランカ民主社会主義共和国、スーダン共和国、スイス連邦、シリア・アラブ共和国、タジキスタン共和国、トーゴ共和国、ウガンダ共和国、ウクライナ、東方共和国、バヌアツ共和国、ベトナム社会主義共和国、ザンビア共和国、ジンバブエ、欧州連合

平成二十九年五月二十四日　外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百七十八号

日本国政府は、平成二十一年十一月二十二日にローマで作成された「違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するための寄港国の措置に関する協定」の加入書を平成二十九年五月十九日に国際連合食糧農業機関事務局長に寄託した。

よつて、同協定は、その第二十九条3の規定に従い、平成二十九年六月十八日に日本国について効力を生ずる。

なお、同協定の締約国は、平成二十九年五月四日現在、次のとおりである。

アルバニア共和国、アンゴラ共和国、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン共和国、オーストラリア連邦、バハマ国、バルバドス、カーボベルデ共和国、コスタリカ共和国、キューバ共和国、ドミニカ国、フランス共和国、ガボン共和国、ガンビア共和国、ガーナ共和国、グレナダ、ギニア共和国、ガイアナ共和国、アイスランド共和国、イタリア共和国、大韓民国、マダガスカル共和国、モルディブ共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モーリシャス共和国、ミャンマー連邦共和国、モザンビーク共和国、ノルウェー王国、オマーン国、パラオ共和国、パナマ共和国、セントクリストファー・ネーヴィス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、サンマリノ国、サントメ・プリンシペ民主共和国、セネガル共和国、セーシェル共和国、ソロモン諸島、南アフリカ共和国、スペイン王国、スリランカ民主社会主義共和国、スーダン共和国、スリナム共和国、スウェーデン王国、スイス連邦、シリア・アラブ共和国、タジキスタン共和国、トーゴ共和国、トンガ王国、トリニダード・トバゴ共和国、ウクライナ、アラブ首長国連邦、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、タンザニア連合共和国、アメリカ合衆国、ウルグアイ東方共和国、バヌアツ共和国、ベトナム社会主義共和国、ザンビア共和国、ジンバブエ、欧州連合

平成二十九年五月二十四日　外務大臣　岸田　文雄